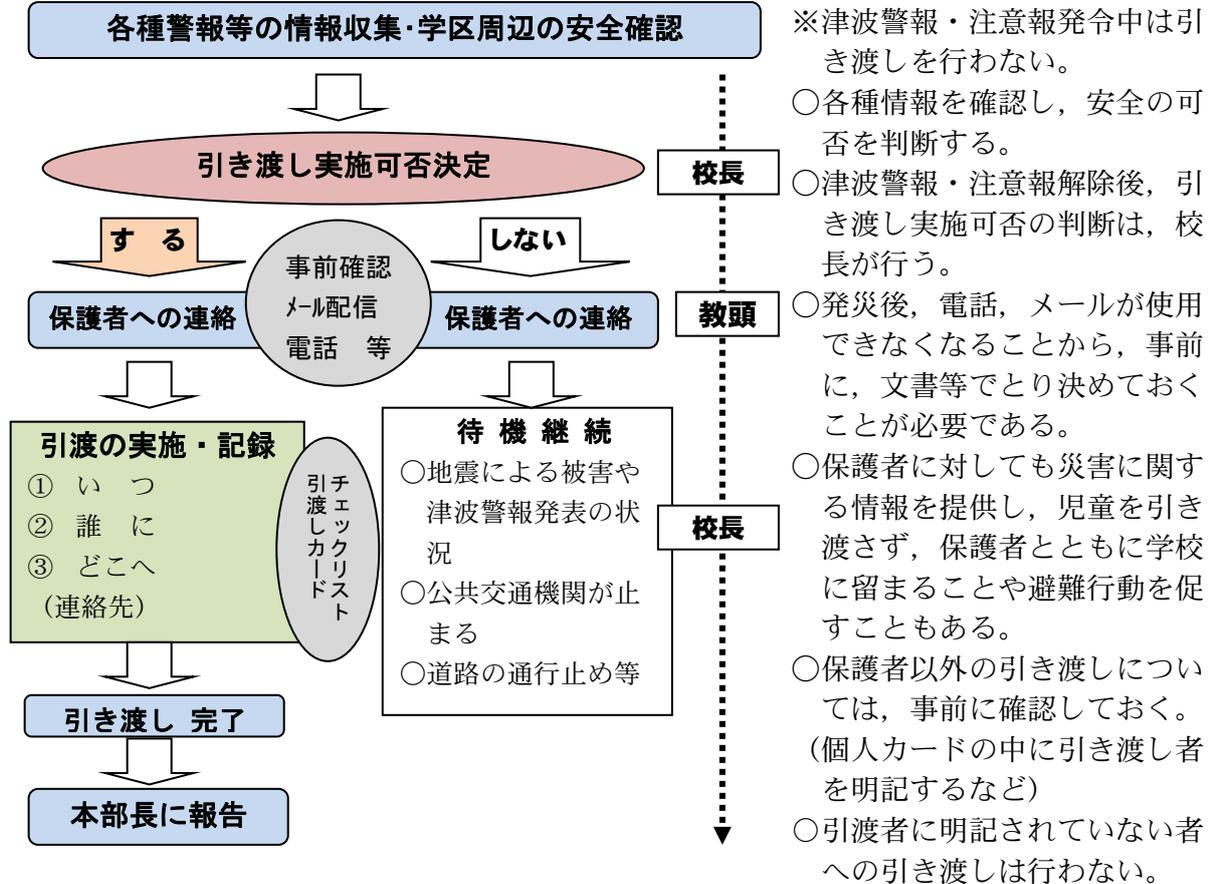


Ⅱ-2 保護者への引き渡し（地震・津波を想定）

（1）校内で引き渡しをする場合の対応（津波警報・注意報解除後）



<引き渡しの判断基準>

○津波警報・注意報が地震の震度に優先すること。

例：震度が4でも津波警報（注意報）が発令された場合は、「津波警報・注意報発令で判断」のシミュレーションにしたがう。

○引き渡し拒否する場合があることを承知していること。

○引き渡し場所は、原則体育館（体育館が使用不能な場合は昇降口）とする。

